



2022年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト  
代表者名 代表取締役社長 吉尾 春 樹  
(東証プライム・コード 7527)  
問合せ先 管理本部長 富田 保 徳  
TEL 092-732-1515

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月18日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月21日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第1条～第15条 (現行どおり) (削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第40条 (条文省略) (新設) (新設)	第17条～第40条 (現行どおり) 附 則 (電子提供措置等に関する経過措置)
	第1条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年12月21日(水)

定款変更の効力発生日 同日

以 上